

現下の経済金融情勢と 我が国の対応について

平成21年2月

財務省

金融庁

1. 現下の経済金融情勢と我が国の対応

経済金融情勢

金融危機の発生

- 証券化商品等への不十分なリスク管理
- ↓
- 欧米金融機関の経営問題
- ↓
- 世界的な金融・資本市場全体の混乱

世界的な景気後退

- 各国実体経済が急速に悪化
- 我が国においても景気は急速に悪化
(輸出・生産減少、雇用急速悪化)

「当面は景気対策」、「中期的には財政再建」、「中長期的には改革による経済成長」

75兆円の経済対策

金融面 63兆円程度

- 中小企業金融(保証・貸付) 30兆円程度
- 金融機能強化法に基づく資本参加枠拡大 10兆円
- 銀行等保有株式取得機構の活用・強化 20兆円
- 政策金融の「危機対応業務」発動・拡充 3兆円

財政面 12兆円程度

- 安心実現のための緊急総合対策 2兆円程度
- 生活対策 6兆円程度
- 生活防衛のための緊急対策 4兆円程度

対策の着実な実行のため、20年度第一次・第二次補正予算、21年度当初予算の切れ目ない実施が必要

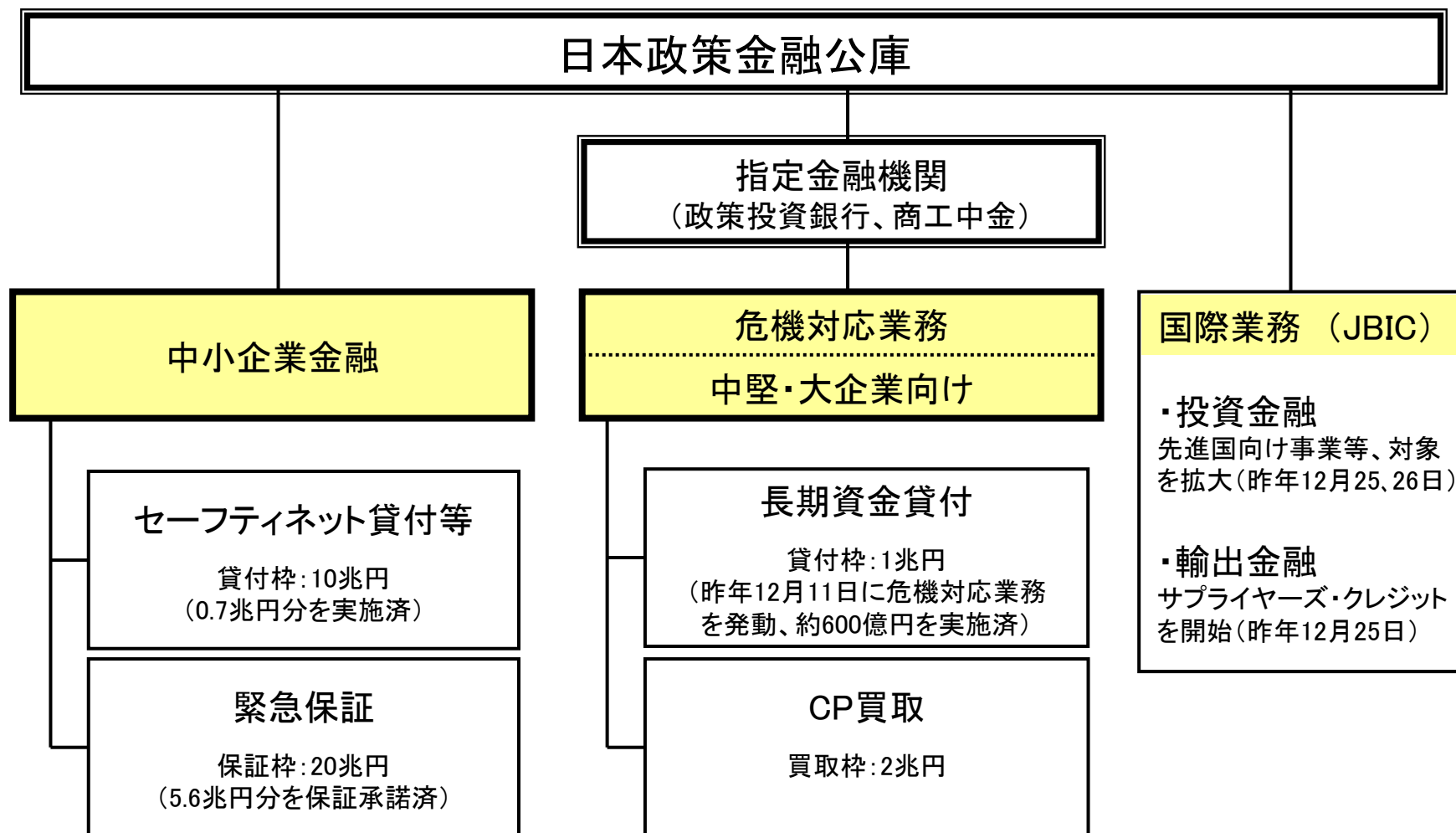
我が国の対応

国際金融面での貢献

○IMFへの融資表明(最大1,000億ドル)

○国際的議論への積極的参画

2. 政策金融を活用した企業の資金繰り対策



※1 危機対応業務については、日本政策金融公庫からの信用供与を受けて、指定金融機関を通じて実施される。

※2 1月30日に危機認定の内容を拡充し、CP買取、指定金融機関の貸付等への損害担保契約付与等の新たな危機対応業務を開始することとなった。

※3 政策投資銀行は、通常業務としてのCP買取を開始しており、昨年12月に1,000億円程度のCP買取を行う旨を発表。

※4 1月27日に、JBICの融資等の対象となる事業を定める告示を発出。

3. 適切な金融仲介機能の発揮と金融市場の安定

1. 改正金融機能強化法の施行

- ◆ 国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい状況に直面する地域経済・中小企業を支援することが目的
- ◆ 昨年12月12日の成立後、政令・内閣府令等を一気に呵成に整備し、12月17日から施行
- ◆ 全国の財務局において、施行後すみやかに金融機関向けの説明会を開催し、本制度の趣旨・内容について周知・徹底を図るとともに、本制度の活用を検討について積極的に呼びかけ
- ◆ 第二次補正予算において、資本参加枠を2兆円から12兆円に拡大

2. 金融機関への要請

- ◆ 中小企業等の年末金融に万全を期すため、12月3日及び17日に、金融機関の代表を集め、金融の円滑化を要請（年度末に向けても、改めて要請を行う予定）

3. 銀行等保有株式取得機構の活用・強化（与党から改正法案を国会提出）

- ◆ 銀行等保有株式取得機構による株式買取りの再開（24年3月末まで）
- ◆ 銀行に株式を保有されている事業法人から先行して銀行株を機構に売却することを可能とするなど、買取機能を強化
- ◆ 機構が市中からの借入等を行うにあたっての政府保証枠を20兆円とする